

南九州市告示第157号

南九州市森林づくり推進員設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年9月1日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市森林づくり推進員設置要綱の一部を改正する要綱

南九州市森林づくり推進員設置要綱（令和元年南九州市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる」を「者又は本市で林業を営む者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する」に改める。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。